

平成24年度 第1回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成24年7月10日（火）

開催時間：午後1時30分～午後4時30分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス2階「祇園」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

議事内容

平成24年度 フォローアップ対象事業の報告

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては、下記ホームページを御覧ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-2-0-0_2.html

京都市公共事業評価委員会委員名簿

〔 任期：平成２３年４月１日～平成２５年３月３１日 〕
〔 ※任期：平成２４年４月１日～平成２５年３月３１日 〕

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
○ あらかわ 荒川 あけ み 朱美	京都造形芸術大学 環境デザイン学科教授
おおやま 大山 おさむ 理	大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科准教授
かつらぎ 葛城 ま す こ 万寿子 ※	京都商工会議所女性会副会長
かわうら 川浦 あきひこ 昭彦	同志社大学大学院 政策学部教授
くわばら 桑原 たけし 毅 ※	京都新聞社論説委員長
◎ こばやし 小林 きよし 潔司	京都大学経営管理大学院教授
さえき 佐伯 ひさこ 久子	京都市地域女性連合会副会長
とくひさ 徳久 きょうこ 恭子	立命館大学法学部法学科准教授

◎：委員長 ○：副委員長

平成24年度 フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実施年度	補 助 単 独	種 別	番 号	事 業 名	進 捗 率 (%)		備 考
					H24. 3	再 評 価 時	
平成22年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	深草疏水通	98. 3	98. 3	
	京都市単独事業		2	山陰街道	9. 7	9. 3	
	国庫補助事業		3	向日町上鳥羽線 (第二工区)	93. 8	86. 7	
	京都市単独事業	道 路 事 業	4	小川通	73. 6	68. 2	
		土地区画整理事業	6	上鳥羽南部地区	95. 5	94. 8	
			7	竹田地区	100. 0	99. 6	平成23年度完成 平成24年度事後評価
	国庫補助事業	8	伏見西部第五地区	2. 4	2. 3		
平成21年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	向日町上鳥羽線 (第一工区)	99. 0	98. 7	
	京都市単独事業	道 路 事 業	4	宝が池通	100. 0	89. 6	平成23年度 完 成
	国庫補助事業		5	一般国道162号 (川東拡幅)	44. 3	44. 0	
			6	一般国道477号 (大布施拡幅)	72. 5	59. 6	
			7	(主) 大山崎大枝線 (沓掛工区)	89. 5	65. 3	
	河 川 事 業		8	旧安祥寺川	25. 6	11. 3	
		9	新 川	64. 9	48. 3		
	京都市単独事業	土地区画整理事業	1 0	洛北第二地区	98. 8	96. 7	
平成20年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	竹田街道	100. 0	17. 6	平成23年度 完 成
	京都市単独事業		2	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	85. 1	50. 3	
	国庫補助事業	河 川 事 業	4	白川	71. 8	71. 6	
			5	西羽束師川支川改修工事	64. 1	60. 5	
	京都市単独事業	土地区画整理事業	6	二条駅地区	99. 9	98. 9	
	国庫補助事業		7	伏見西部第三地区	82. 0	79. 7	
			8	伏見西部第四地区	38. 1	23. 9	
	国庫補助事業	廃棄物処理 施設整備事業	9	焼却灰溶融施設 整備事業	92. 0	66. 8	
		下 水 道 事 業	1 1	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	37. 8	34. 2	
	京都市単独事業		1 2	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	89. 1	89. 1	
	国庫補助事業		1 3	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	60. 0	48. 9	
			1 4	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	32. 1	32. 1	
			1 5	浸水対策事業 新川排水区	14. 8	6. 4	

平成20年度	国庫補助事業	下 水 道 事 業	1 6	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	72.8	72.2	
			1 7	下水道改善対策事業 東山地域合流式	96.4	93.5	
	京都市単独事業		1 8	下水道改善対策事業 伏見大手筋地域合流式	36.2	11.2	
	国庫補助事業	住宅地区改良事業	1 9	崇仁北部第三地区	90.1	89.8	
			2 0	崇仁北部第四地区	57.3	53.6	

傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。